

令和8年2月5日

研究者各位

医学部生命科学・医学系研究倫理委員会
委員長 杠 俊介

「症例報告」の審査体制の整備について

この度、医学部生命科学・医学系研究倫理委員会では、「症例報告」の審査体制について整備を行いました。つきましては、下記の内容について、ご確認いただきますようお願ひいたします。

記

症例報告は原則として「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」の対象外であり、倫理審査は不要です。ただし、症例報告を学会・論文発表するにあたり、倫理審査委員会の審査が必要とされる場合があります。

侵襲(軽微な侵襲を除く)あるいは介入を行わない症例報告の場合、倫理審査システムを通じて審査申請を行うことが可能です。審査は迅速審査にて行います。申請の締め切り日は、迅速審査と同じになりますので、審査スケジュールをご確認ください。

(参考)

症例報告の倫理審査に関する手順書

URL:

https://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/medicine/medic/uploads/syourei_tejun_20251104.pdf

信州大学医学部倫理審査申請の手順（症例報告の手順を追記）

URL:https://www.shinshu-u.ac.jp/faculty/medicine/medic/uploads/tejun_ver.20251104.pdf

以上